

## 機械警備業務仕様書

### 1 事業名

江別市道営住宅大麻沢町団地サンゴールドヴィラ機械警備業務

### 2 目的

江別市道営住宅大麻沢町団地サンゴールドヴィラ（江別市大麻沢町1番地）、同サンゴールドヴィラII（大麻沢町5番地1）に設置する緊急通報装置を利用し、緊急事態（非常通報、救急通報、安否確認）に、365日24時間対応できる体制を整備することにより、入居者の安全を確保することを目的とする。

### 3 委託期間

令和7年9月16日から令和12年9月15日まで

### 4 業務範囲

非常通報、救急通報、安否確認

### 5 設置先

サンゴールドヴィラ及びサンゴールドヴィラII 56室（別紙のとおり）

### 6 事業者の資格要件

受託事業者は次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 110番、119番通報を含む現場対応業務が可能な警備業認定業者であること。
- (2) 業務範囲は警備業法の即応体制範囲内とすること。
- (3) 緊急時に備え24時間対応のできる体制を整えていること。
- (4) 機器の不具合、故障時に備え、保守業務が行えること。
- (5) 江別市内に待機事務所を設けていること。
- (6) 看護師を配置して、入居者から24時間365日健康相談サービスを受けることができる体制を整えること。

### 7 業務内容

受託事業者は、「5 設置先」56室に緊急通報に必要な機器設置を行い、365日24時間体制で利用者からの緊急通報に対応すること。

#### (1) 緊急時の対応

- 1) 緊急通報の受信業務を行い、利用者からの非常通報、緊急通報および安否確認センサー異常を受信した場合、受託事業者は電話等で利用者の状況を確認すること。
- 2) 通報を受けた場合、受託事業者の従業員を急行させるとともに利用者に連絡し、確認を行う。
- 3) 2)の確認で応答があり、異常事態発生と判断した場合は、必要に応じて消防署へ連絡をし、救急車等の出動を要請する。
- 4) 2)の確認で応答がない場合は、利用者宅に駆けつけた後に、必要に応じて消防署、緊急連絡先への連絡をする。

5) 現場対応においては、預かった鍵で対応するものとする。また、預かり鍵においては、不正使用のないよう必要な処置を行い預かるものとする。

6) 受託事業者は出動した際に報告書を作成し、利用者に報告する。

なお、出動した結果、機器等の誤作動による誤報であった場合も同様とする。

## (2) 健康相談サービス

受託事業者は、専門看護師による利用者からの健康、生活等に関する簡易な相談を24時間365日対応で受ける。

# 8 機器

## (1) 構成

1) 通報機器本体（以下の条件をすべて満たすこと）

ア) 通報機器本体は受託事業者が手配する携帯電話通信網による機器にて通信方式が可能であること。

イ) 利用者宅で停電が発生した際は電池等により一定期間のバックアップを行い、異常監視が行えることとする。

また、一定期間を経過すると停電が発生していることを受託事業者側へ異常送信できること。

2) 携帯型ワイヤレス（ペンダント型）送信機

利用者が携帯しながら使用できるもので、緊急ボタンを押すことにより受信センターに緊急通報できること。

また、電池の容量低下、故障等機器の異常を受託事業者が即時に把握でき、速やかに交換等を行える体制を有し、対応できること。

3) 人感センサー

利用者宅内に設置し、安否確認を行い、異常が発生した場合は受託事業者側へ送信できること。

4) オプションとして、アップルウォッチ連携の転倒検知機能を有するシステムであること。

5) 契約住戸の電話回線が必要な場合は、費用は受託事業者負担にて手配、運用すること。

## (2) 機器の設置

1) 受託事業者は、指定場所に通報装置一式の設置及び利用者に取り扱いの説明を行うこと。尚、設置費用は受託事業者負担となる。

2) 設置工事日は利用者及び北海道に連絡し、了承を得ること。

## (3) 機器の撤去

1) 受託事業者は、撤去依頼があった場合、利用者及北海道と連絡をとり、業務を停止し速やかに機器を撤去する。

2) 撤去工事日は利用者に連絡し、了承を得ること。尚、撤去費用は受託者負担となる。

## (4) 機器の保守

受託事業者は機器が正常に作動するよう努め、適宜、点検等の必要な処置をとること。また、利用者から故障の連絡及び通報機器等の電圧低下による警報を受信し

た場合、電池交換等適切な対応をとり速やかに機器の復旧をすること。

## 9 服務規程

機器の設置、撤去、保守を行う者及び、通報受信時に出勤する受託事業者の従業員等は受託事業者指定の制服を着用し、身分証明書を常に携帯し、利用者等から要求があるときは直ちに提示すること。

## 10 料金の支払い

契約は1世帯1ヶ月当りの単価契約（以下「契約金額」）とする。

### (1) 契約金額

契約金額には、緊急通報受信、対応業務、相談サービス、維持、保守点検等にかかる一切の費用を含むものとする。

契約金額は北海道が受託事業者に支払うこととする。

## 11 その他

- (1) 機器の取り付け場所については、利用者と十分に協議し決定すること。その際、利用者の日常生活に影響が生じないように配慮すること。
- (2) 機器の設置後、利用者に対処方法及び注意点等を十分説明し、送信のテスト等を必ず行うこと。
- (3) その他、問題が生じた場合及び不明な点が生じた場合は直ちに北海道と協議し、指示に従うこと。

## 12 機器の所属

機器の所有権は受託事業者に属するものとする。また、利用者の帰すべき理由により機器の一部又は全部が破損・紛失したとき、受託事業者はその実損額を利用者に請求することができる。

## 14 個人情報保護

- (1) 受託事業者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (2) 受託事業者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託事業者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- (4) 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## 15 その他特記事項

業務内容については、本仕様書に基づく内容とする。

なお、仕様書に定めない事項については、必要に応じて北海道と協議すること。

以上